認可地縁団体（自治会・町内会　等）

解散公告

　当認可地縁団体は、令和●●年●●月●●日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和●●年●●月●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　　認可地縁団体官報自治会

　　　　　　　　　　　　清算人　官報　太郎

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります

２０２２年８月２０日より１回掲載になりました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第２６０条の２８

　認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。